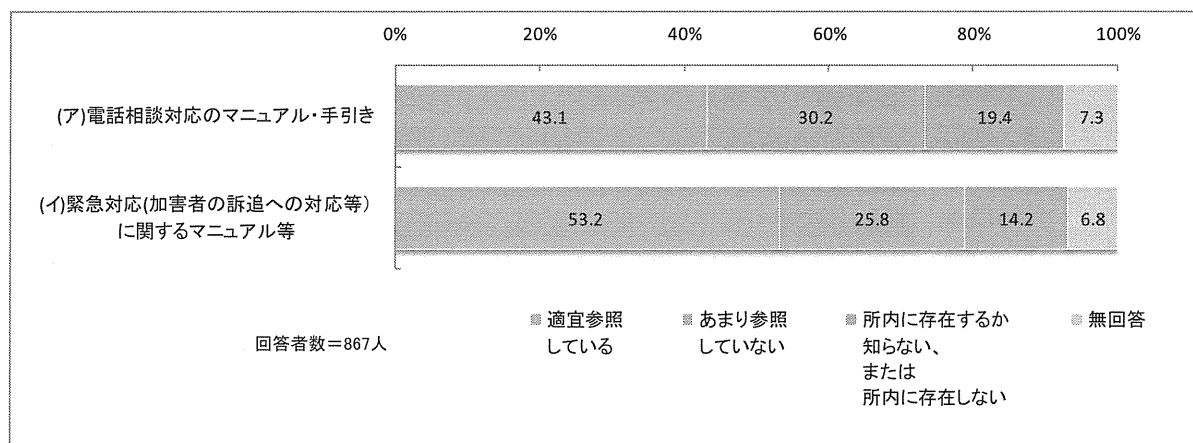


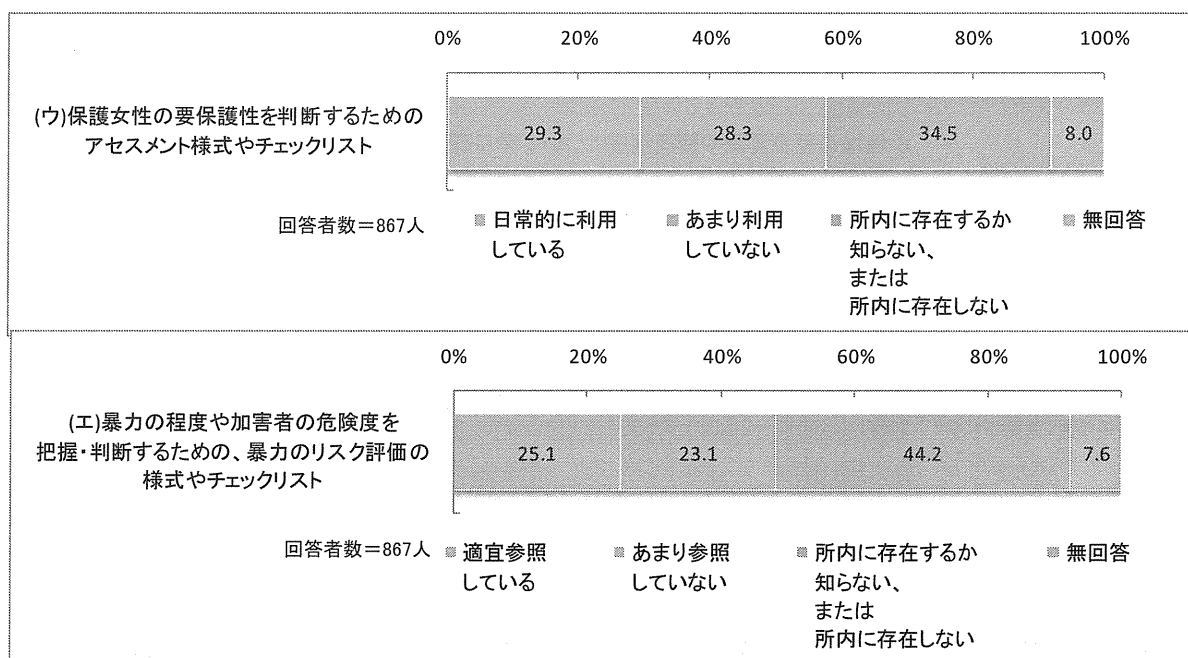
(3) 様式・マニュアル・資料の利用・参照 ※平成24年度（本アンケート回答日まで）の状況
 (注) 婦人保護事業実施要領は含めないこととします。

図表 10 保護前の対応（電話相談・緊急対応）に関するマニュアル等



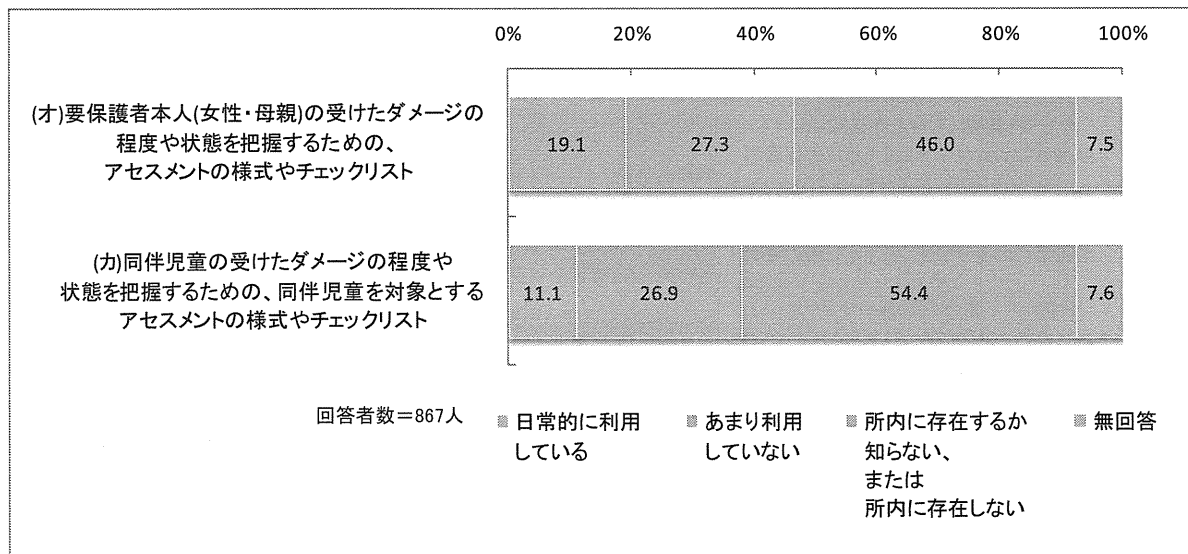
保護前の対応におけるマニュアル等の参照状況をみると、“(ア) 電話相談対応のマニュアル・手引き”では43.1%が、“(イ) 緊急対応に関するマニュアル等”は53.2%が「適宜参照している」状況にある。「あまり参照していない」は、(ア)は30.2%、(イ)は25.8%となっている。

図表 11 要保護性・暴力リスクの評価



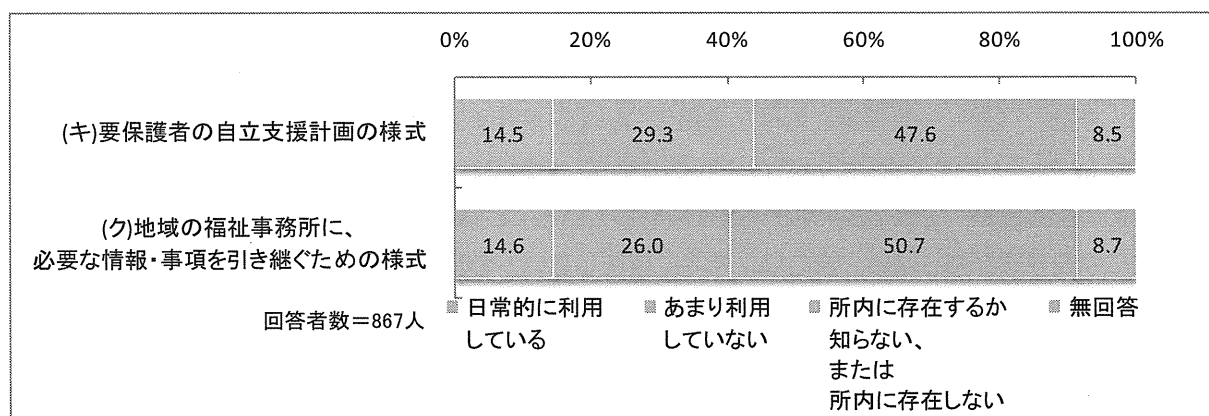
要保護のアセスメントにおける様式等の利用・参照状況をみると、“(ウ) 保護女性の要保護性を判断するためのアセスメント様式やチェックリスト”を、「日常的に利用している」のは29.3%、“(エ) 暴力の程度や加害者の危険度を把握・判断するための、暴力のリスク評価の様式やチェックリスト”を「適宜参照している」のは25.1%となっている。

図表 12 ケア・支援のアセスメントに関する様式等



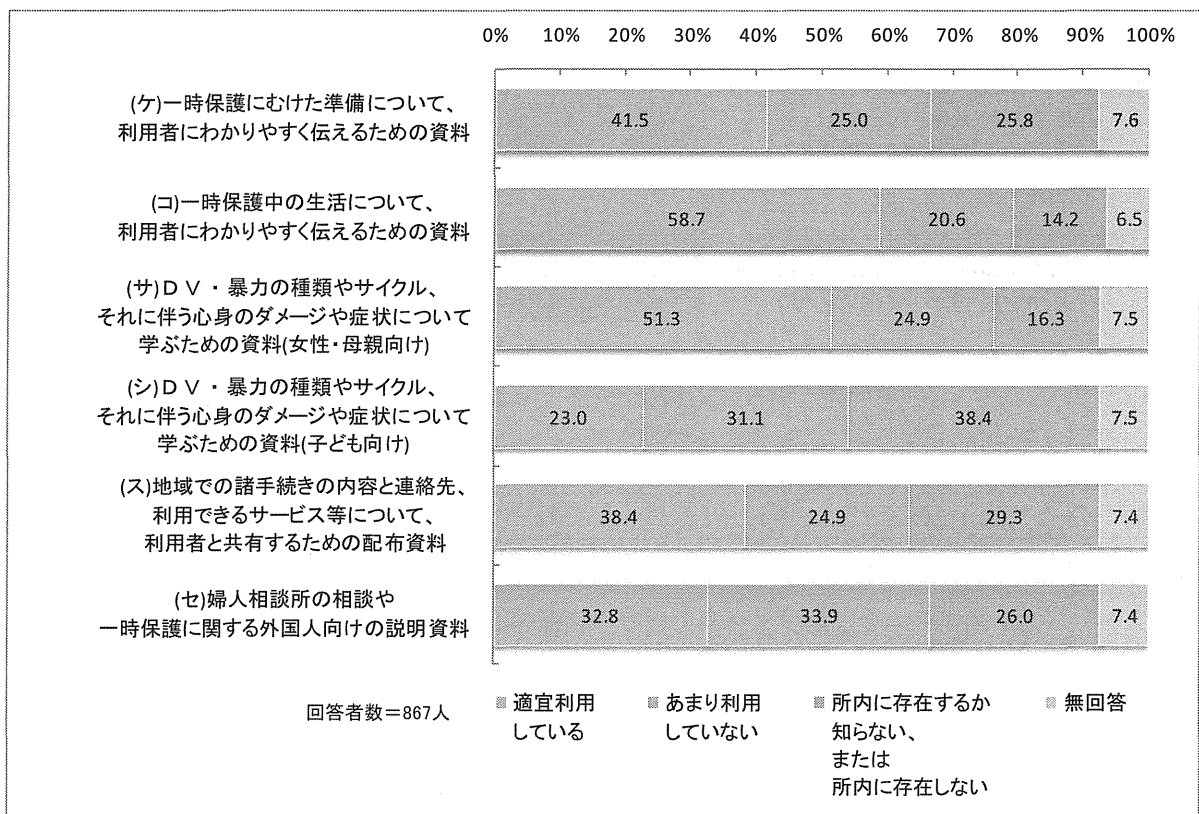
“(オ) 要保護者本人の受けたダメージの程度や状態を把握するための、アセスメント様式やチェックリスト”“(カ) 同伴児の受けたダメージの程度や状態を把握するための、同伴児童を対象とするアセスメント様式やチェックリスト”のいずれについても、「所内に存在するか知らない、または、所内に存在しない」という割合が最も高い割合になっている。(オ)を日常的に利用しているのは19.1%であるのに対し、(カ)は11.1%にとどまる。

図表 13 自立にむけた支援計画と引き継ぎに関する様式等



保護後の支援やひきつぎにおける様式等の利用・参照状況は、“(キ) 要保護者の自立支援計画の様式”“(ク) 地域の福祉事務所に、必要な情報・事項を引き継ぐための様式”のいずれについても、5割前後が「所内に存在するか知らない、または、所内に存在しない」と回答している。「日常的に利用している」割合は、“(キ) 要保護者の自立支援計画の様式”では14.5%、“(ク) 地域の福祉事務所に、必要な情報・事項を引き継ぐための様式”では14.6%となっている。

図表 14 要保護者や同伴児向けの一時保護の説明資料や暴力・DVの学習資料



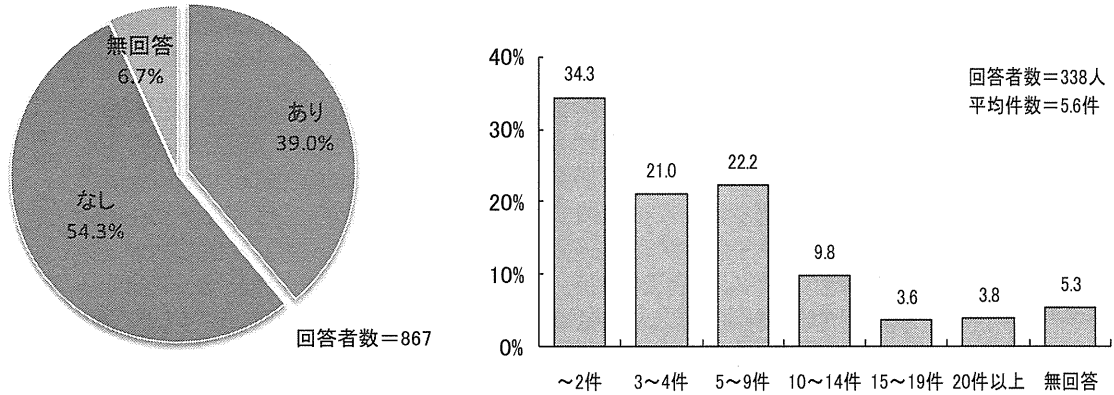
保護対象者向け説明資料の整備状況について、「適宜利用している」割合が高いのは“(コ)一時保護中の生活について、利用者にわかりやすく伝えるための資料”の58.7%、“(サ)DV・暴力の種類やサイクル、それに伴う心身のダメージや症状について学ぶための資料(女性・母親向け)”の51.3%である。また、“(ケ)一時保護にむけた準備について、利用者にわかりやすく伝えるための資料”では41.5%、“(ス)地域での諸手続きの内容と連絡先、利用できるサービス等について、利用者とは共有するための配布資料”では38.4%が「適宜利用している」と回答しており、「あまり利用していない」「所内に存在するか知らない、または、所内に存在しない」の割合を上回った。

“(シ)暴力の種類やサイクル、それに伴う心身のダメージや症状について学ぶための資料(子ども向け)”については、「所内に存在するか知らない、または、所内に存在しない」割合が38.4%を占めて最も高く、「あまり利用していない」割合も31.1%と、「適宜利用している」割合を上回った。

“(セ)婦人相談所の相談や一時保護に関する外国人向けの説明資料”は、「あまり利用していない」割合が33.9%で最も高く、他に比べて「あまり利用していない」割合が高くなっている。

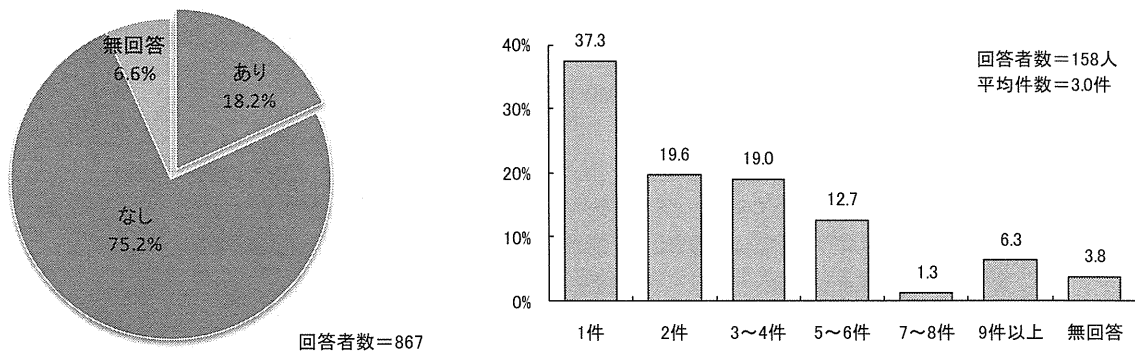
4. ケースの担当状況（問4）

図表 15 継続的に相談や支援にかかわっているケース（単発の間合せ除く）（単数回答）



約 4 割の職員が継続的に相談や支援にかかわっており、その担当ケース数は「~2 件」が 34.3% で最も高く、職員一人あたりの平均は 5.6 件であった。

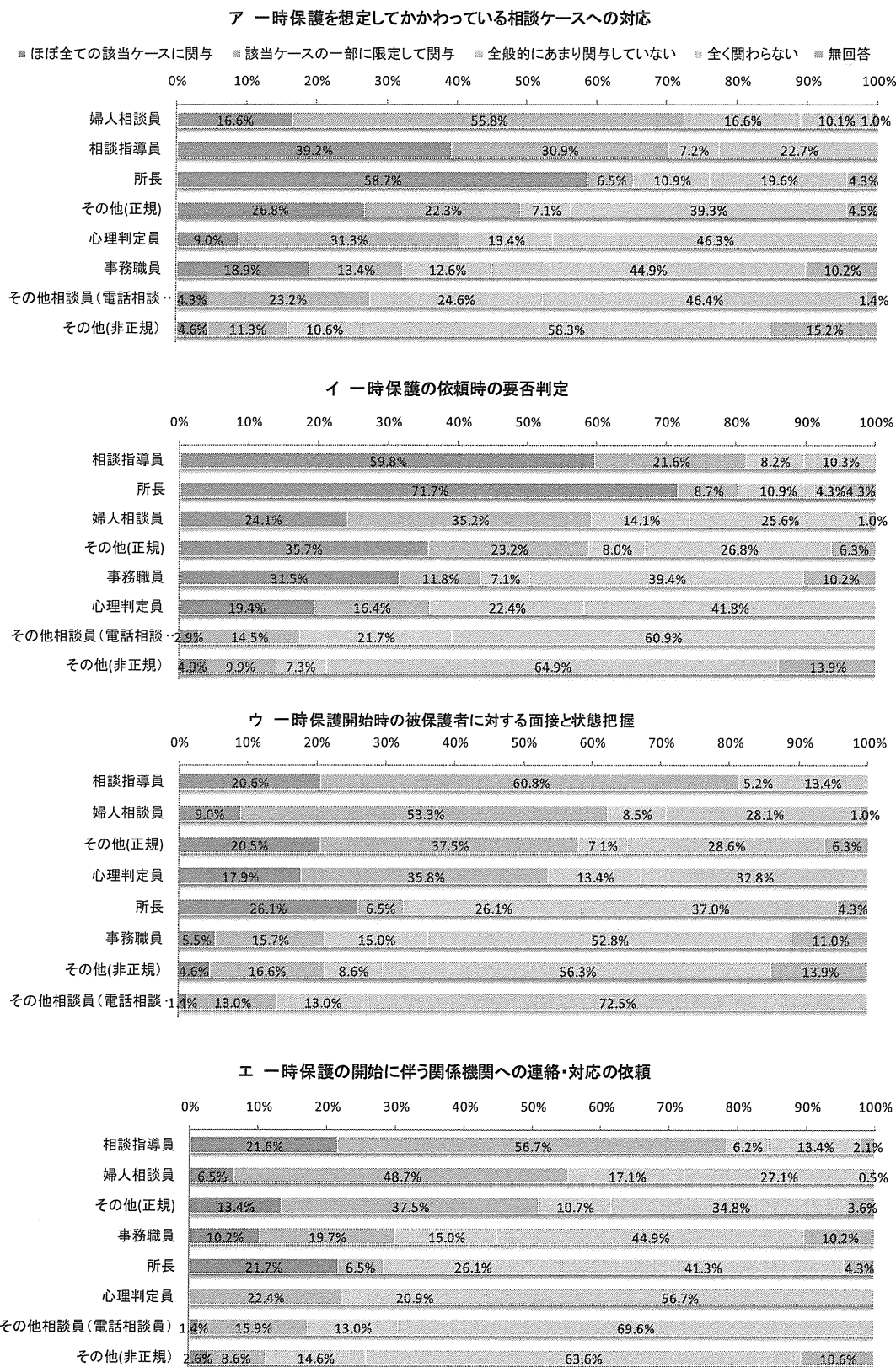
図表 16 一時保護所を退所した後、相談や支援にかかわっているケース（単数回答）



約 2 割の職員が一時保護所を退所した後の相談や支援にもかかわっている結果となっている。かかわっている件数は、「1 件」が最も高く、職員一人あたりの平均は 3.0 件であった。

5. 業務・活動に対するかかわりの状況（問5） ※「関与している」割合（「ほぼ全ての該当ケースに関与」「該当ケースの一部に限定して関与」の合計）が高い職種順に表示。

図表 17 入所開始までの対応



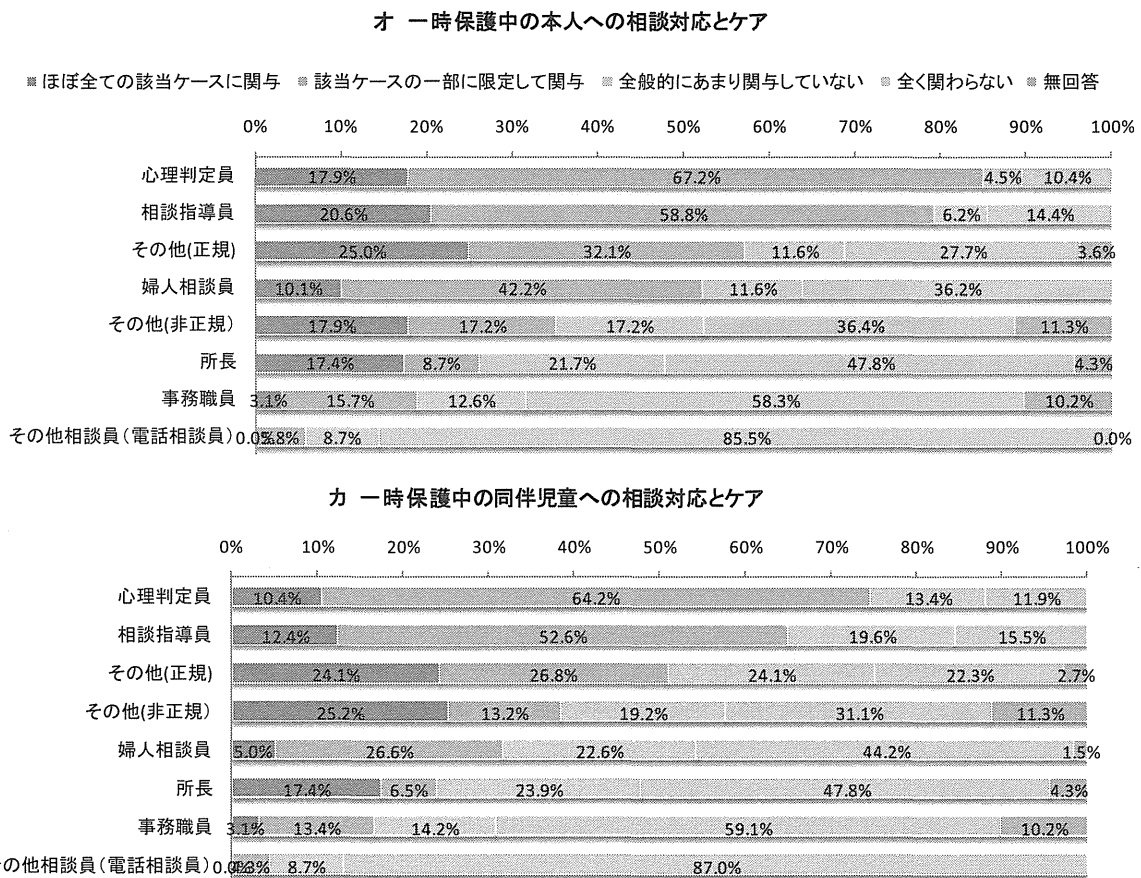
一時保護に係るケースの入所開始までのプロセスでは、「ア 一時保護を想定して関わっている相談ケースへの対応」は、婦人相談員、相談指導員、所長が関与の割合が高くなっていた。

「イ 一時保護の依頼時の要否判定」は、所長と相談指導員において、「ほぼ全ての該当ケースに関与」が6~7割と高い割合であった。婦人相談員は、「ほぼ全ての該当ケースに関与」と「全く関わらない」がそれぞれ約4分の1ずつであった。

開始時のインテーク・初期アセスメントに関わる「ウ 一時保護開始時の被保護者に対する面接と状態把握」は、相談指導員で関与しているものが8割を超えた。そのほか、関与の割合が5割を超えているのは、婦人相談員、その他の正規職員、心理判定員となった。

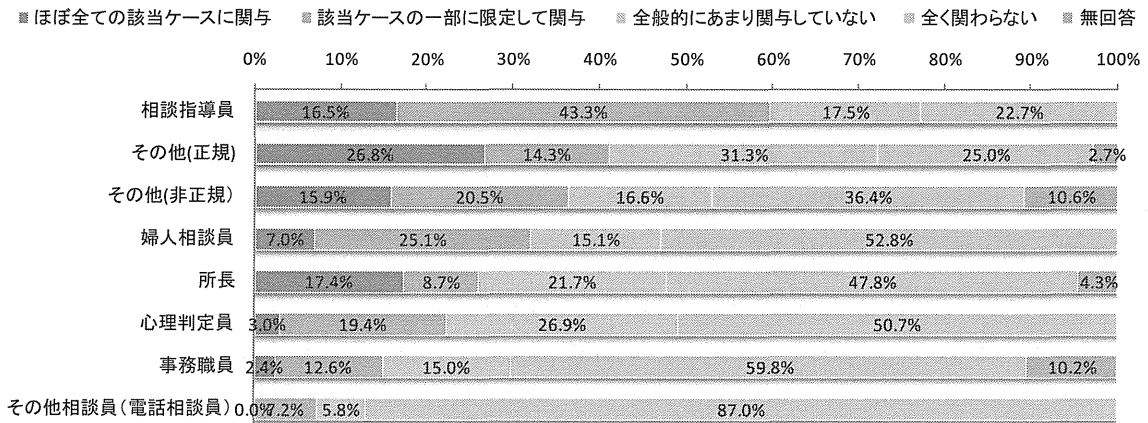
「エ 一時保護の開始に伴う関係機関への連絡・対応の依頼」へのかかわりは、相談指導員は約8割程度と非常に高く、婦人相談員・その他の正規職員等も関与の割合が比較的高かった。

図表 18 入所中の対応（相談対応・ケア・健康管理・同行支援・法的対応）

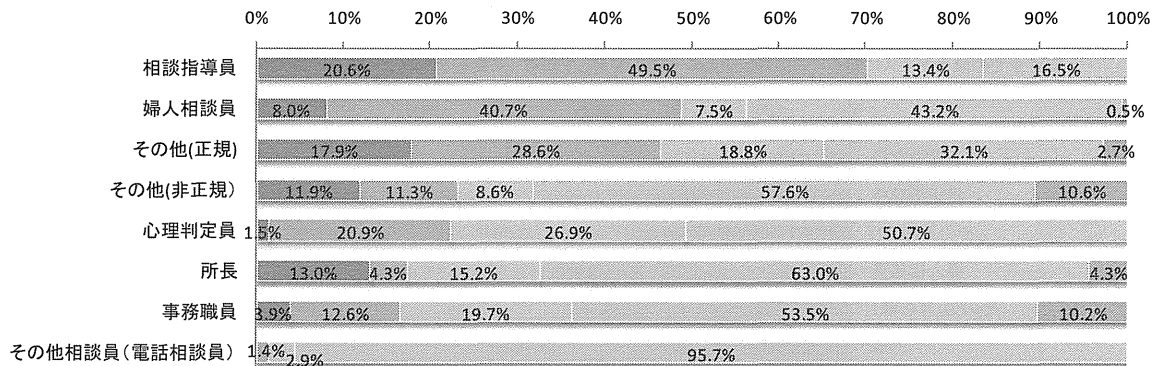


入所中の対応（相談対応・ケア・健康管理・同行支援・法的対応）のプロセスをみると、「オ 一時保護中の本人への相談対応とケア」「カ 一時保護中の同伴児童への相談対応とケア」は、いずれも、心理判定員がもっとも高い割合で関与をしており、次いで、相談指導員、その他正規職員の関与の割合が高かった。これらの職種では、本人への関与の割合に比べ、同伴児童への関与の割合がやや低くなっていた。婦人相談員は、本人への相談対応とケアに関与する割合は5割以上である一方、同伴児童への対応とケアへの関与は3割程度であった。

キ 一時保護中の健康相談・健康診断や医療的処置・服薬管理に関わる業務



ク 一時保護中の通院受診や諸手続き・買い物等の同行支援

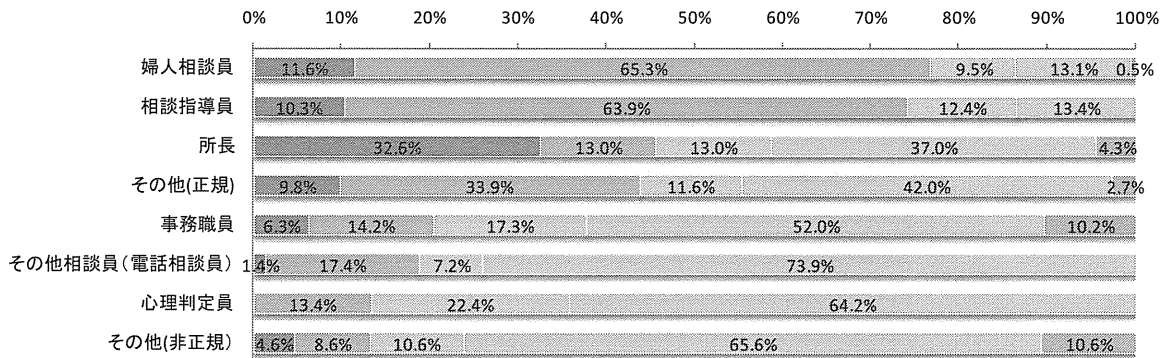


「キ 一時保護中の健康相談・健康診断や医療的処置・服薬管理に関わる業務」への関与は、相談指導員であり、それ以外の職員は全般的に関与の割合は低いが（医師の関与は分析対象外）、その他職員（正規）は、該当するすべてのケースに関与するものが4分の1いた。

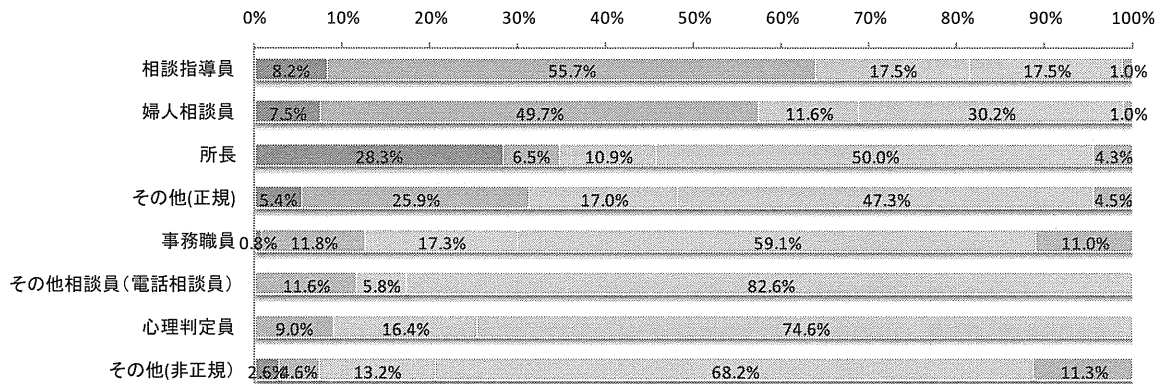
「ク 一時保護中の通院受診や諸手続き・買い物等の同行支援」については、相談指導員で関与の割合が最も高く、そのほかに婦人相談員やその他の正規職員等の関与の割合が5割弱あった。

ケ 保護命令の申し立ての支援

■ ほぼ全ての該当ケースに関与 ■ 該当ケースの一部に限定して関与 ■ 全般的にあまり関与していない ■ 全く関わらない ■ 無回答



コ 保護命令の申し立て以外の法的対応の支援



法的対応に関しては、「ケ 保護命令の申し立ての支援」への関与は、婦人相談員が76.9%、相談指導員で74.2%と高い割合となっている。次いで、関与していると回答した割合が高いのは、所長、その他正規職員であり、約4割強であった。

「コ 保護命令の申し立て以外の法的対応の支援」についても、「ケ」と同様に、婦人相談員と相談指導員において関与している割合が高く、所長、その他正規職員がそれに次いで関与の割合が高くなっているが、いずれも「ケ」よりも関与の割合は低くなっている。

図表 19 退所後の生活に向けた準備や支援



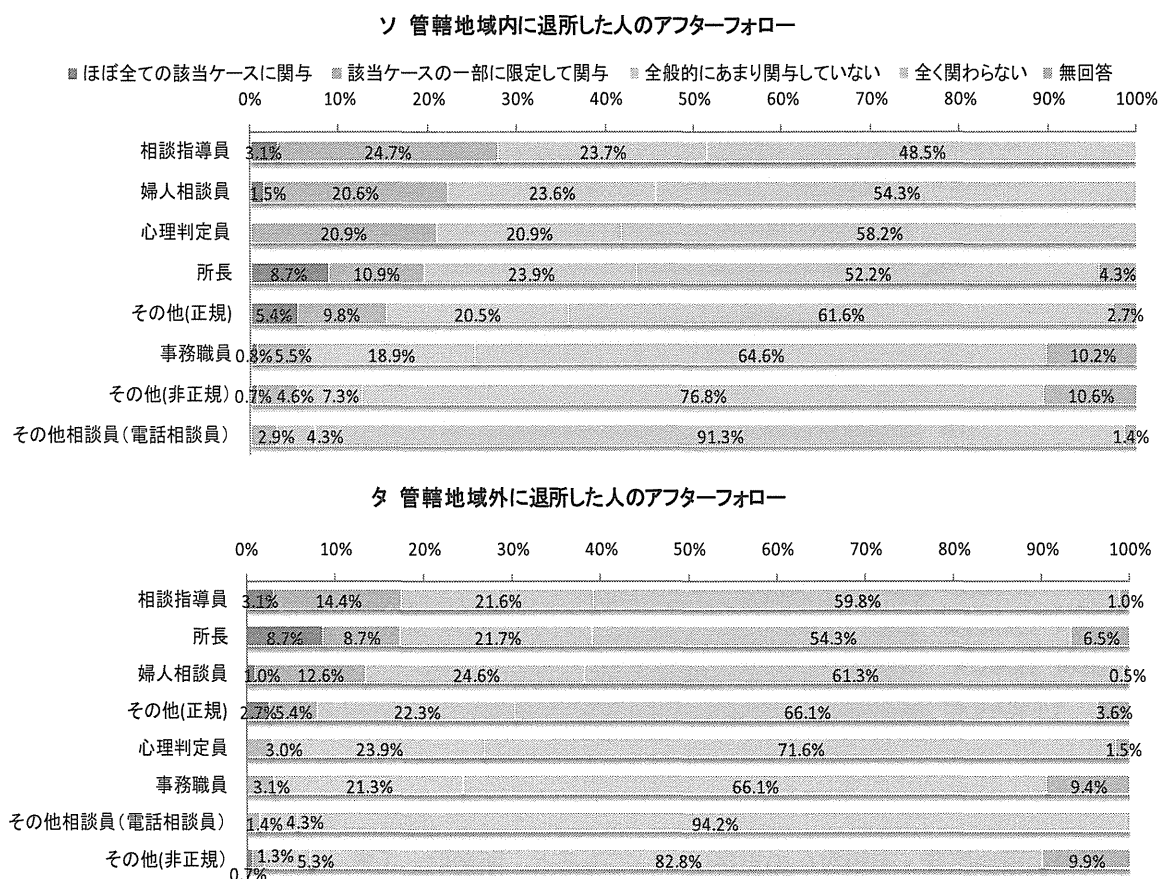
退後の生活に向けた準備や支援のプロセスをみると、「サ 退後の生活にむけたアセスメントと支援計画の作成」は、相談指導員の関与が68.0%と最も高く、心理判定員は、関与している者と関与していない者が、それぞれ約半数となった。それ以外の職種は、関与していない割合が、関与している割合を上回った。

「シ 退所に伴う関係機関への情報提供・連絡」は、相談指導員の関与の割合が74.2%と最も高く、その他の正規職員が、関与している者と関与していない者が、それぞれ約半数となった。それ以外の職種は、関与していない割合が、関与している割合を上回った。

「ス 転出先の市町村における証明書発行やサービス・制度利用の調整・引き継ぎ」では、相談指導員および婦人相談員において、関与している者の割合が高かった。

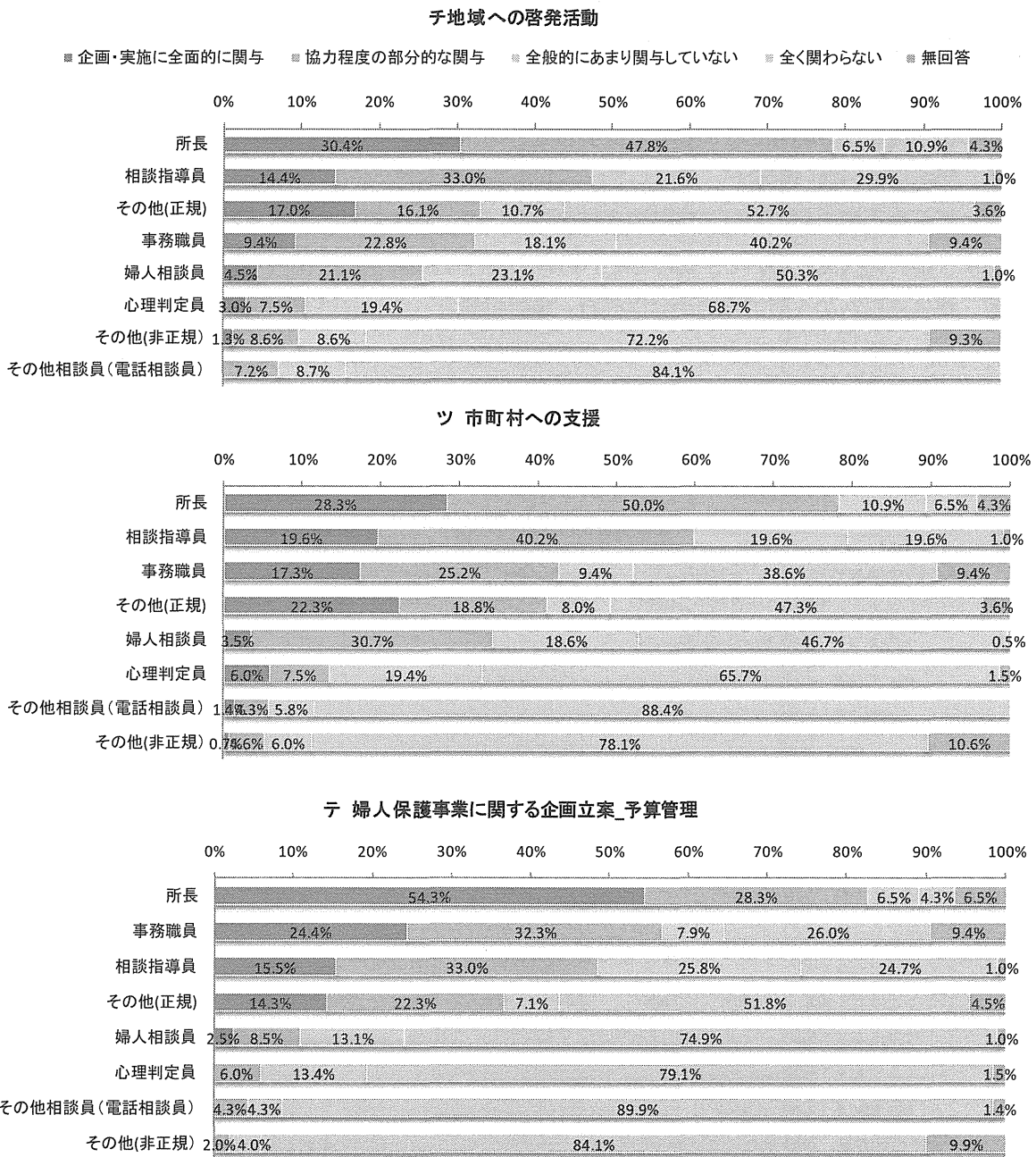
「セ 県外施設への入所の場合の移送同行・施設担当者への引き継ぎ」は、「サ」「シ」「ス」と比べていずれの職種においても関与している割合は低くなった。その中で、相談指導員が相対的に関与の割合が高くなっていた。

図表 20 退後のアフターフォロー



退後のアフターフォローに関しては、「ソ 管轄地域内に退所した人のアフターフォロー」「タ 管轄地域外に退所した人のアフターフォロー」のいずれにおいても職員の関与の割合は低い。とりわけ、管轄地域外(県外)に退所した場合は、関与の割合がより低かった。

図表 21 事業の企画や啓発・市町村への支援



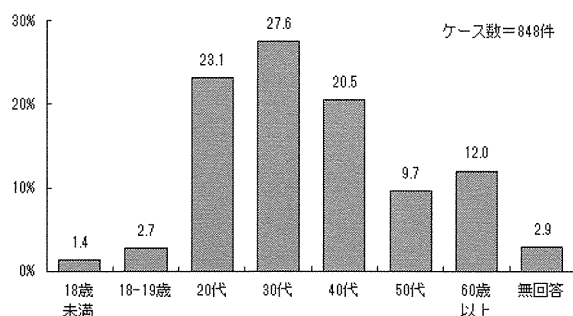
事業の企画や啓発・市町村への支援についてみると、所長は、「チ 地域への啓発活動」「ツ 市町村への支援」「テ 婦人保護事業に関する企画立案・予算管理」のいずれの事業運営においても高い割合で関与をしている。「ツ 市町村への支援」は、相談指導員も6割程度の関与となっている。「テ 事業の企画立案・予算管理」には、所長のほかに関与の割合が比較的高いのは、事務職員である。心理判定員、その他相談員(電話相談員)、その他非正規職員は、「チ」「ツ」「テ」のいずれにおいても、関与していない者が大多数であった。

【調査Ⅱ】 一時保護退所ケースの概要調査

44 か所の婦人相談所から回答があり、回答数は 848 となった。

1. 対象者の国籍、年齢、一時保護直前の現住所

図表 1 対象者の年齢（単数回答）



対象者の国籍は、「日本」が 90.3% を占める。「外国籍」は 6.6% である。

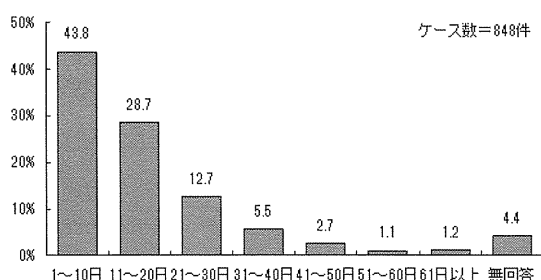
年齢は、「30代」が 27.6% で最も高く、「20代」23.1%、「40代」20.5% が続く。

対象者の一時保護直前の現住所は、「都道府県内」が 88.8%、「都道府県外」は 6.7%、「不明」が 0.1% である。

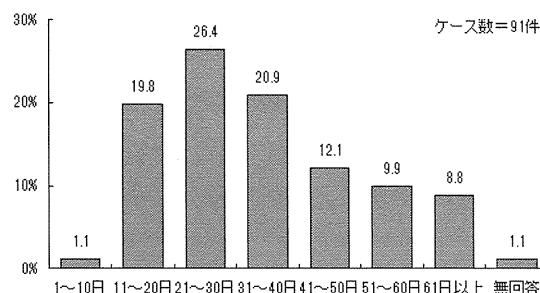
2. 一時保護の状況

(1) 一時保護の期間

図表 2 行政事務上の「一時保護」扱いの期間（単数回答）



図表 3 一時保護延長の有無と実質上の一時保護の期間（延長がある人のみ）（単数回答）

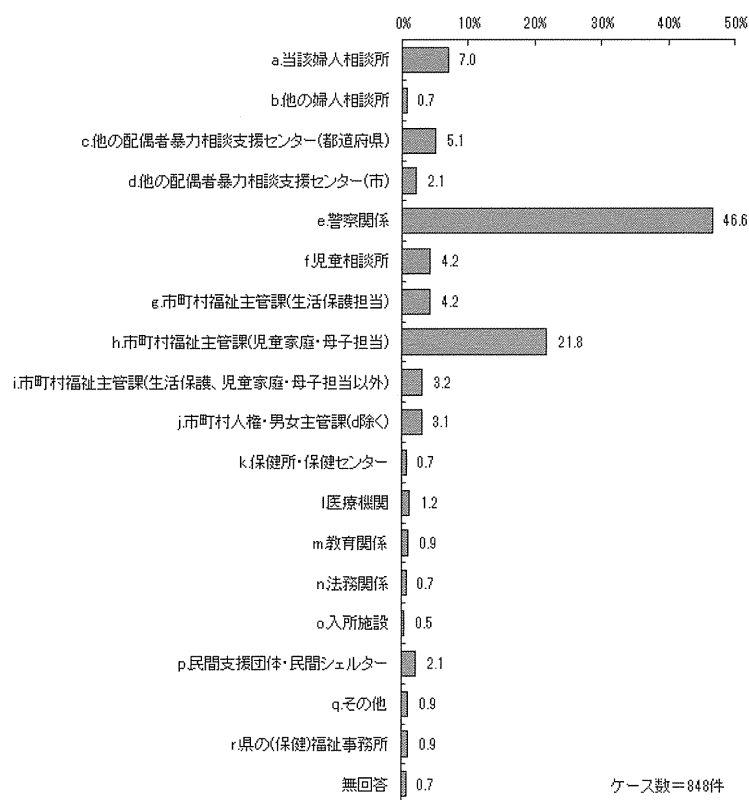


行政事務上の「一時保護」扱いの期間（日数）は、「1～10日」が 43.8% を占める。

一時保護延長の有無及び実質上の一時保護の期間では、一時保護延長が「あり」と回答したのは 10.7%、「なし」は 70.8% である。「あり」の 91 件に関する実質上の一時保護期間は、「21～30日」「31～40日」「11～20日」などの割合が高い。「61日以上」という回答も 8.8% みられる。

(2)一時保護実施の直前の相談機関及び当該機関の婦人相談員配置の有無

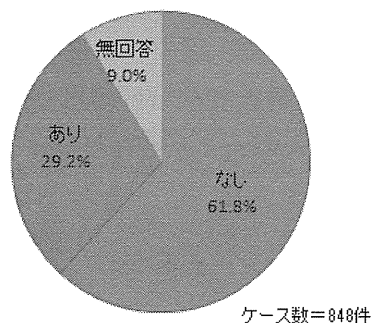
図表 4 一時保護実施直前の相談機関（単数回答）



※r.県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

一時保護実施直前の相談機関は、「警察」が46.6%で最も高く、次いで「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」の21.8%が高い。「当該婦人相談所」7.0%、「他の配偶者暴力相談センター（都道府県）」5.1%などが続くが、いずれも1割以下である。

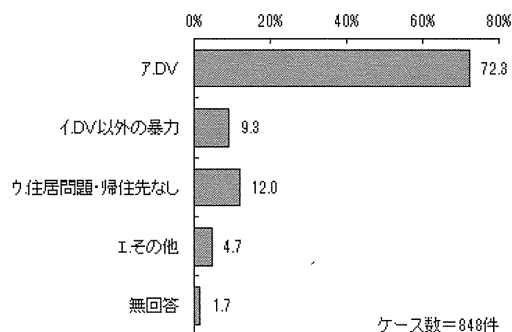
図表 5 その機関への婦人相談員配置の有無
（単数回答）



当該機関の婦人相談員配置の有無では、「なし」61.8%、「あり」29.2%となっている。

(3) 保護の理由

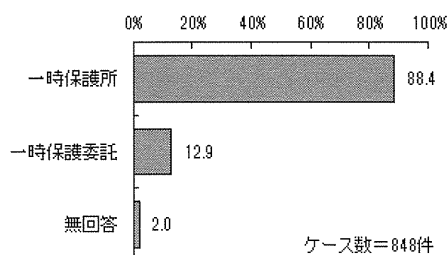
図表 6 保護の理由（単数回答）



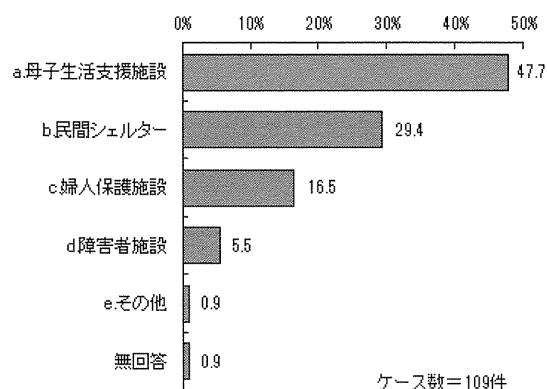
保護の理由については、「DV」が72.3%を占めている。次いで高いのは、「居住問題・帰住先なし」の12.0%である。

(4) 一時保護の場所及び一時保護委託の場合の委託先

図表 7 一時保護の場所（複数回答）



図表 8 一時保護委託の場合の委託先（複数回答）



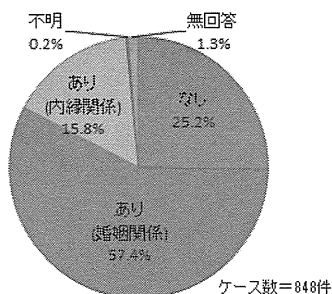
保護の場所は、「一時保護所」が88.4%を占め、「一時保護委託」は12.9%である。

一時保護委託の場合の委託先は、「母子生活支援施設」47.7%、「民間シェルター」29.4%、「婦人保護施設」16.5%、「障害者施設」5.5%である。

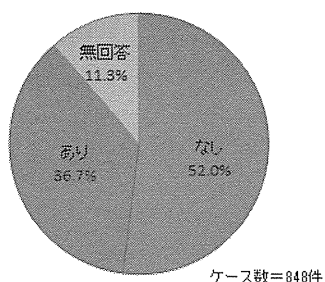
3. 対象者に関する基本情報の把握

(1) 婚姻関係

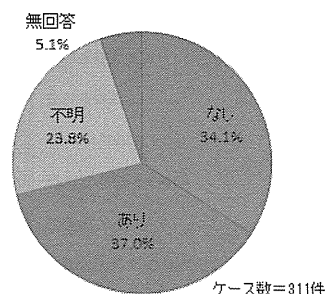
図表 9 配偶者の有無（単数回答）



図表 10 離婚歴の有無（内縁解消含）（単数回答）



図表 11 前夫（内縁含）からの暴力の有無（単数回答）

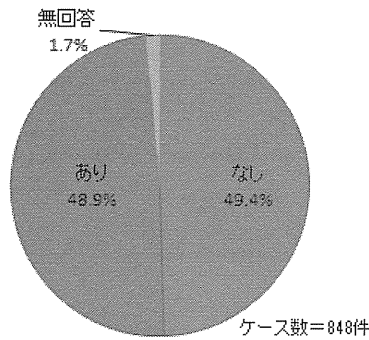


848件の対象者の婚姻関係については、婚姻関係が「あり(婚姻関係)」が57.4%、「なし」25.2%、「あり(内縁関係)」が15.8%である。「不明」は0.2%と低い。

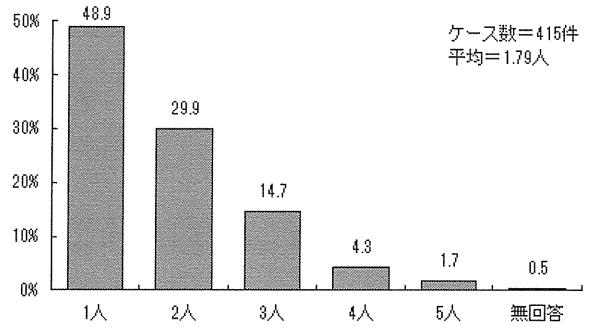
離婚歴の有無（内縁解消含）では、「なし」52.0%、「あり」36.7%である。

(2) 同伴児の有無と同判児の人数

図表 12 同伴児の有無（単数回答）



図表 13 同伴児の合計人数（単数回答）

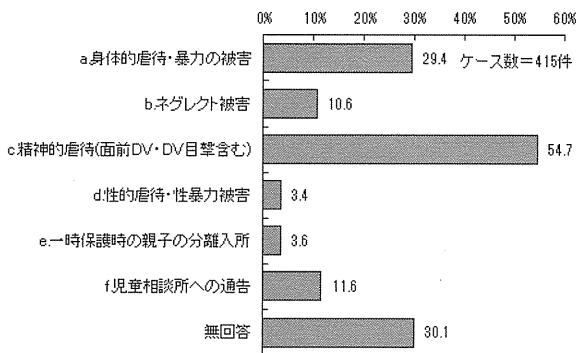


同伴児については、「なし」49.4%、「あり」48.9%である。

415 件の同伴児がいるケースの同伴児人数は、「1 人」が 48.9%を占める。ケースあたりの平均は 1.79 人であり、最も多い同判児のケースは「5 人」の 1.7%である。

(3) 同伴児の保護前の被害状況

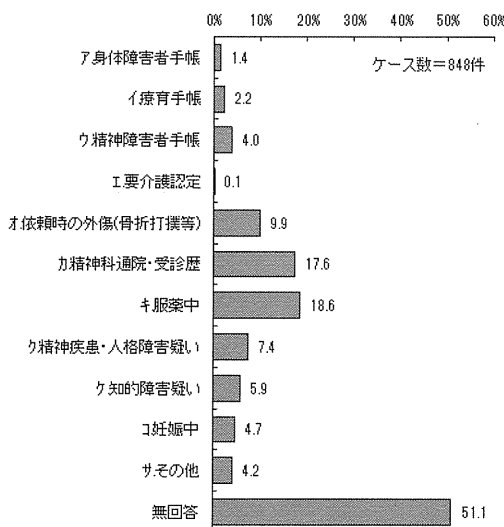
図表 14 同伴児の保護前の被害状況（複数回答）



同判児がいる 415 件について、同伴児の保護前の被害状況をみると、「精神的虐待」が 54.7%で最も高く、次いで「身体的虐待・暴力の被害」の 29.4%となっている。

(4) 本人の障害の有無・健康状態

図表 15 本人の障害の有無・健康状態（複数回答）

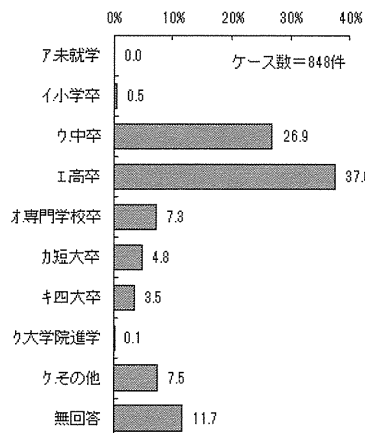


本人の障害の有無・健康状態については、「無回答」が 51.1%を占めている一方で、「服薬中」18.6%、「精神科通院・受診歴」17.6%、「依頼時の外傷」9.9%などについて把握している割合が高くなっている。

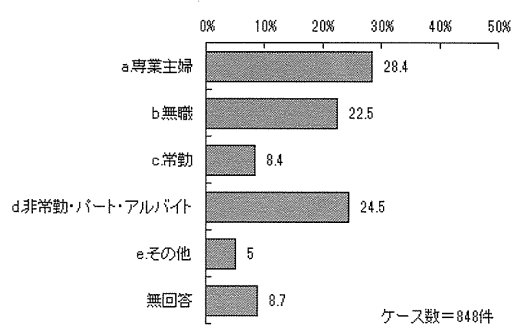
※「無回答」には、「該当なし」または「未把握」が含まれている

(5) 本人の学歴及び職業

図表 16 本人の学歴（単数回答）



図表 17 本人の職業（単数回答）

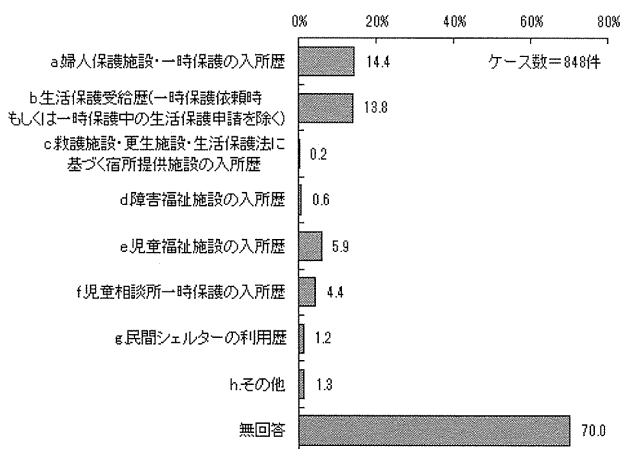


※回答に矛盾があっても、回答の通り入力している

本人の学歴は、「高卒」37.6%、「中卒」26.9%が高い。職業は、「専業主婦」28.4%、「非常勤・パート・アルバイト」24.5%、「無職」22.5%の割合が高い。

(6) 社会福祉の施設入所・保護の利用歴

図表 18 社会福祉の施設入所・保護の利用歴（複数回答）

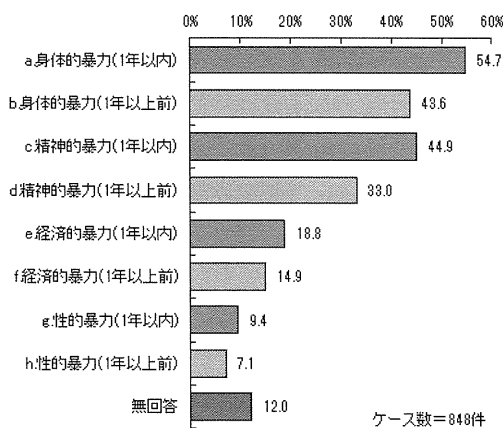


社会福祉の施設入所・保護の利用歴は、「無回答」が70.0%を占めている一方で、具体的な利用歴としては「婦人保護施設・一時保護の入所歴」の14.4%、「生活保護受給歴」の13.8%などの利用歴の割合が高くなっている。

※「無回答」には、「該当なし」または「未把握」が含まれている

(7) 本人の保護前の暴力虐待被害経験

図表 19 本人の保護前の暴力虐待被害経験（複数回答）

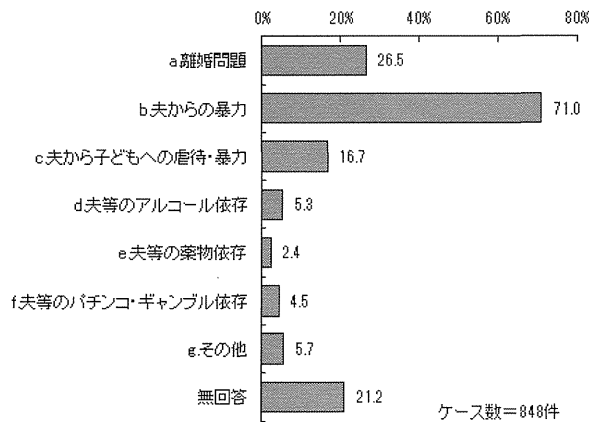


本人の保護前の暴力虐待被害経験は、「身体的暴力(1年以内)」54.7%、「精神的暴力(1年以内)」44.9%、「身体的暴力(1年以上前)」43.6%、「精神的暴力(1年以上前)」33.0%の順に高くなっている。

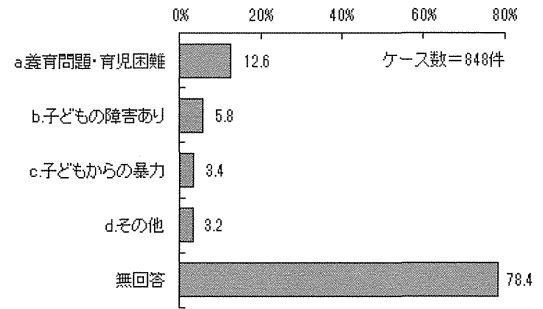
※「無回答」には、「該当なし」または「未把握」が含まれている

(8) 本人の保護前の生活における課題

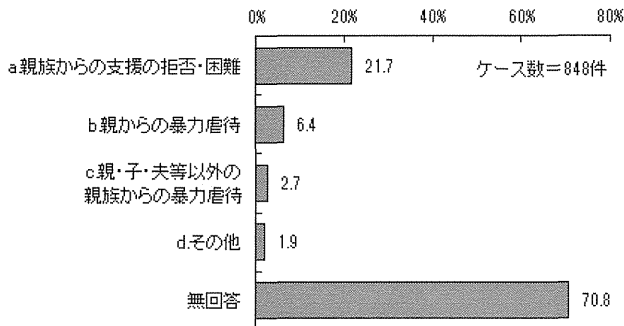
図表 20 夫（内縁含）等との関係（複数回答）



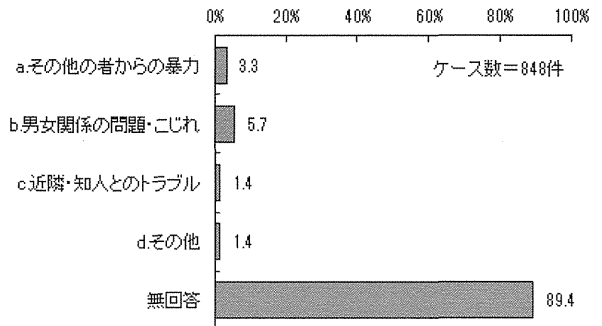
図表 21 子どもとの関係（複数回答）



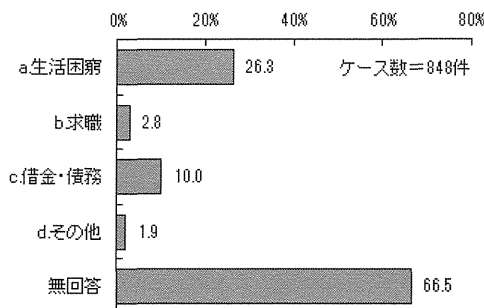
図表 22 親族との関係（複数回答）



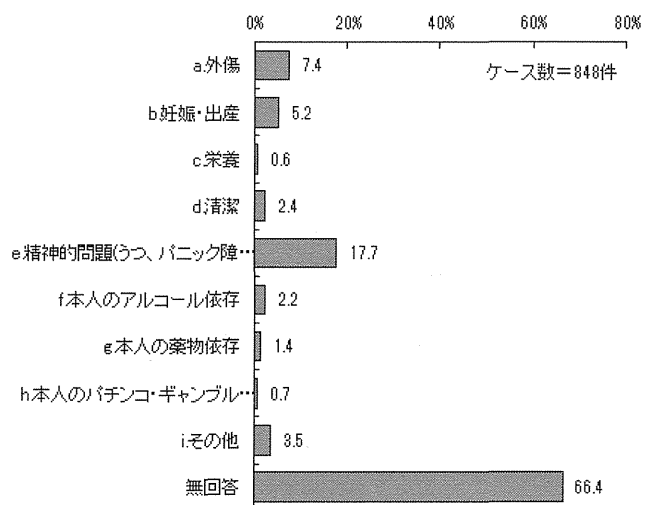
図表 23 その他の人間関係（複数回答）



図表 24 経済関係（複数回答）

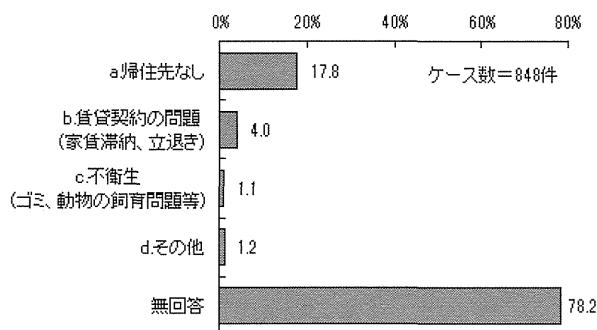


図表 25 保健医療関係（複数回答）

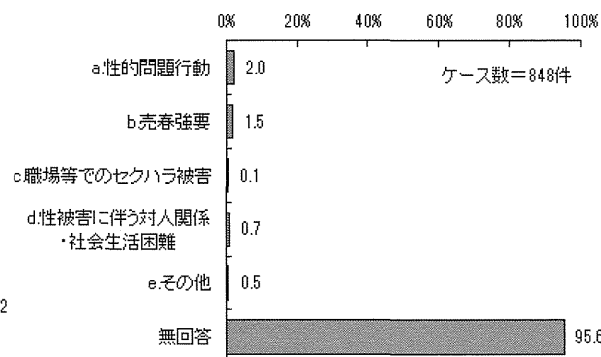


※「無回答」には、「該当なし」または「未把握」が含まれている

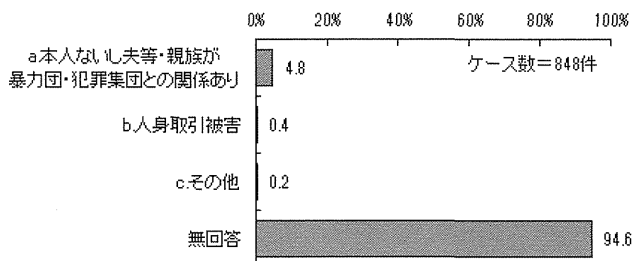
図表 26 住宅等（複数回答）



図表 27 性的問題等（複数回答）



図表 28 反社会勢力等との関係（複数回答）



※「無回答」には、「該当なし」または「未把握」が含まれている

本人の保護前の生活における課題のうち、夫（内縁含）等との関係については、「夫からの暴力」71.0%、「離婚問題」26.5%、「夫から子どもへの虐待・暴力」16.7%などが高くなっている。

また、子どもとの関係については、「無回答」が78.4%を占めている。具体的に把握している課題としては、「養育問題・育児困難」12.6%、「子どもの障害あり」5.8%、「子どもからの暴力」3.4%などとなっている。

親族との関係については、「無回答」が70.8%を占めている。具体的に把握している課題としては、「親族からの支援の拒否・困難」21.7%の割合が高い。

その他の人間関係については、「無回答」が89.4%を占めている。具体的に把握している課題としては、「男女関係の問題・こじれ」5.7%、「その他の者からの暴力」3.3%となっている。

経済関係については、「無回答」が66.5%を占めている。具体的に把握している課題としては、「生活困窮」26.3%、「借金・債務」10.0%などの割合が高くなっている。

保健医療関係については、「無回答」が66.4%を占めている。具体的に把握している課題としては、「精神的問題」が17.7%と高くなっている。

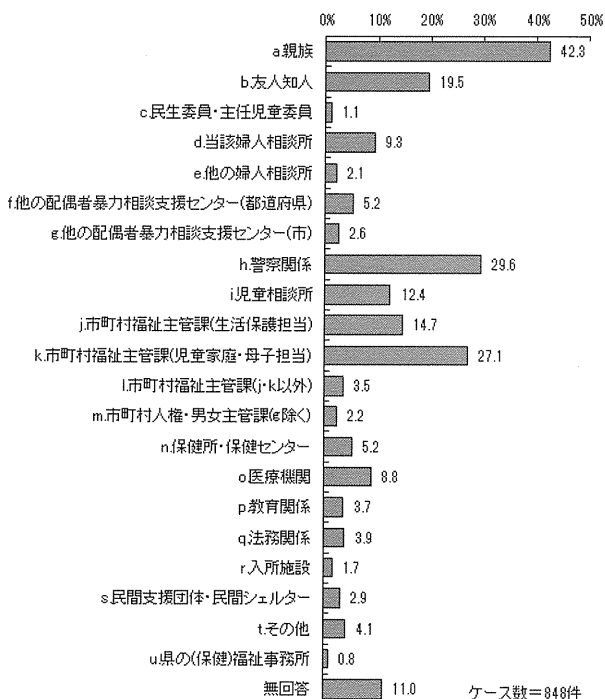
住宅等に関する課題については、「無回答」が78.2%を占めている。具体的に把握している課題としては、「帰住先なし」が17.8%である。

性的問題等に関する課題については、「無回答」が95.6%を占めている。具体的に把握している課題としては、「性的問題行動」2.0%、「売春強要」1.5%などとなっている。

反社会勢力等との関係に関する課題については、「無回答」が94.6%を占めている。具体的に把握している課題としては、「本人ないし夫等・親族が暴力団・犯罪集団との関係あり」が4.8%となっている。

(9) 保護以前の生活における支援者及び婦人相談員のかかわり

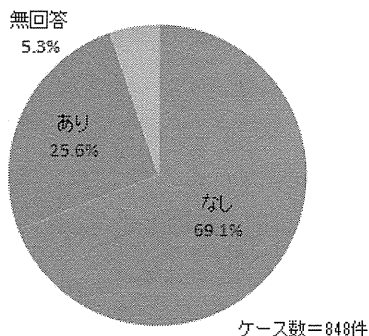
図表 29 保護以前の生活における支援者（複数回答）



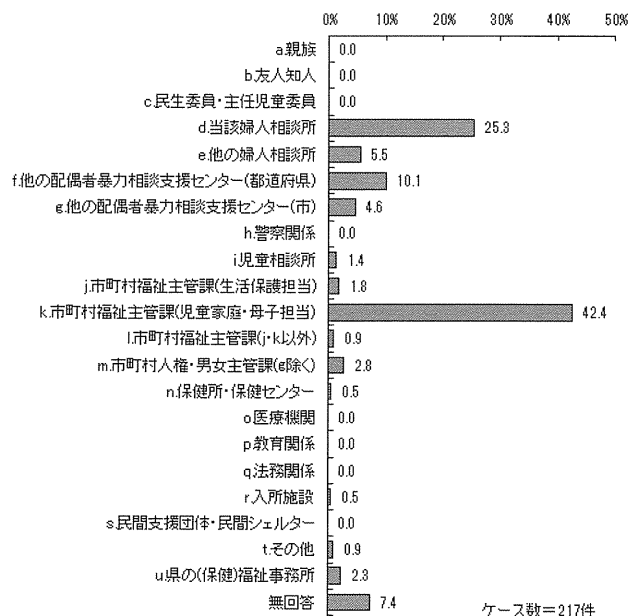
保護以前の生活における支援者は、「親族」42.3%、「警察関係」29.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」27.1%などが2割を超えた支援者である。次いで、「友人知人」19.5%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」14.7%、「児童相談所」12.4%などが続いている。

※u.県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

図表 30 保護以前の生活における婦人相談員のかかわりの有無（複数回答）



図表 31 婦人相談員の配置先（複数回答）



※u.県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

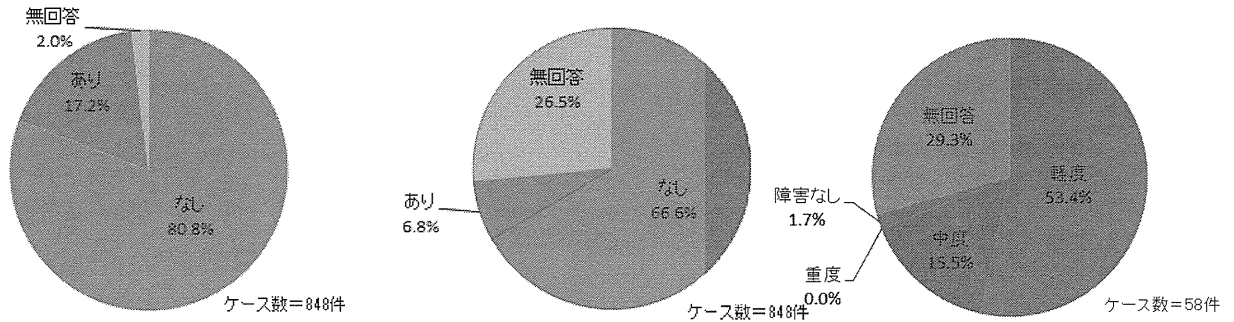
保護以前の生活における婦人相談員のかかわりは、「なし」69.1%、「あり」25.6%である。

婦人相談員の配置は、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」42.4%、「当該婦人相談所」25.3%などの割合が高くなっている。

4.一時保護期間中の対応

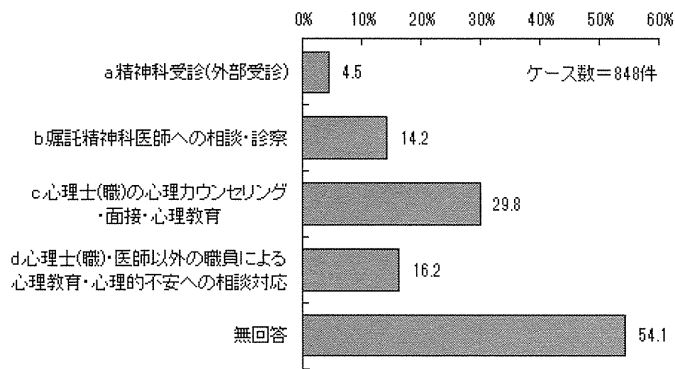
(1)本人に対する一時保護中の心理的対応

図表 32 心理判定実施の有無（単数回答） 図表 33 知能検査の実施の有無・結果（単数回答）



本人に対する一時保護中の心理判定実施は、「なし」80.8%、「あり」17.2%である。知能検査についても「なし」が66.6%を占める。知能検査を行った場合の結果は、「軽度」53.4%、「中度」15.5%などとなっている。

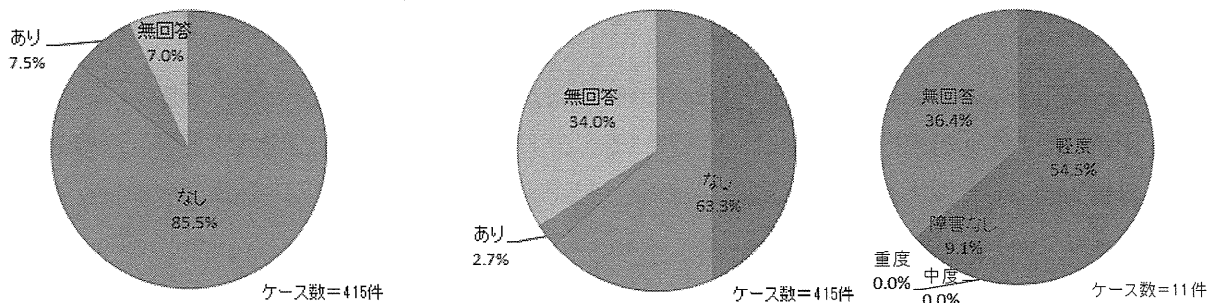
図表 34 心理的ケア・対応（複数回答）



本人に対する一時保護中の心理的ケア・対応の実施は、「無回答」が54.1%である一方で、具体的な対応としては「心理士の心理カウンセリング・面接・心理教育」が29.8%、「心理士・医師以外の職員による心理教育・心理的不安への相談対応」16.2%、「嘱託精神科医師への相談・診療」14.2%などが1～2割台の対応となっている。

(2)同伴児に対する一時保護中の心理的対応

図表 35 心理判定実施の有無（単数回答） 図表 36 知能検査の実施の有無・結果（単数回答）



同伴児に対する一時保護中の心理判定実施は、「なし」85.5%、「あり」7.5%である。知能検査についても「なし」が63.3%を占める。知能検査を行った場合の結果は、「軽度」54.5%、「障害なし」9.1%などとなっている。